

国土建第131号
国土建整第67号
平成24年6月29日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課長



建設市場整備課長



東日本大震災の復旧・復興に係る作業員宿舎建設に関する支援制度について

東日本大震災の復旧・復興事業の進捗に伴い、被災地では既存の宿泊施設の収容能力を上回る数の作業員が建設工事等に従事するようになり、作業員宿舎が不足するという新たな問題が発生しつつあります。

今後、復興事業が本格化すれば、いわゆる復興JV制度の活用等によって被災地以外からの作業員の数もさらに増加することが見込まれるところであり、作業員宿舎不足が深刻化することが懸念されます。

復興事業の円滑な施工を確保するためには、国、地方公共団体、発注者、受注者、その他の民間事業者等がそれぞれの立場から宿舎不足の解消に向けて取り組むことが必要であります。この度、受注者の取組に対する支援として、

(一財)建設業振興基金が実施している債務保証制度を活用し、建設業団体や事業協同組合、建設企業等が作業員宿舎を建設する際の資金調達について債務保証等を受けることが可能となりました(詳細につきましては別紙をご参照ください。)

つきましては、貴団体傘下の会員等に対して、本制度の周知及び積極的な利用の促進をお願いします。

なお、本制度に関する具体的なご質問やご相談につきましては、以下の(一財)建設業振興基金担当部にご連絡願います。

【本制度に関するお問い合わせ先】

(一財)建設業振興基金 金融支援部(7月1日より組織名変更)

(電話: 03-5473-4575)

債務保証制度を活用した作業員宿舍建設スキームについて

(一財) 建設業振興基金 金融支援部

被災地における作業員宿舍不足問題への対応として、下記パターンによる建設業振興基金（以下：振興基金）の債務保証制度の活用が可能ですので、ご案内いたします。

パターン 1 建設業団体や事業協同組合等が作業員宿舍を設置する場合

① 概要

一定の要件を満たす建設業団体及び事業協同組合等が、復興建設工事に従事する建設作業員等のための宿舍を設置する際に、金融機関から融資を受ける場合、振興基金が債務保証及び金利助成を行う。

② 要件

制度の利用が可能な建設業団体及び事業協同組合等は、振興基金に対して資金を出損している団体・組合もしくはその所属団体・組合であることが必要。

③ 保証料、保証期間等

保証料…年利 0.3% 保証期間…12 年以内 保証割合…借入元本額の 90%

④ 金利助成

助成率…年利 2%（但し、借入利率が年利 2%を下回る場合には、当該借入利率と同率）
助成期間…6 年以内

パターン 2 建設企業が作業員宿舍を設置する場合

① 概要

一定の要件を満たす建設企業や企業連合等が、受注した復興建設工事に従事する作業員のための宿舍を設置する際に、所属する団体・組合から転貸融資を受ける場合、振興基金は団体・組合に対し債務保証を行う。

② 要件

制度の利用が可能な建設企業は、上記パターン 1 の②に該当する団体・組合に所属していることが必要。

③ 保証料、保証期間等

保証料…年利 0.3% 保証期間…3～5 年以内 保証割合…借入元本額の 90%

パターン 3 企業等グループが事業協同組合を新設して、作業員宿舍を設置する場合

① 概要

企業等グループが事業協同組合を新設し、当該組合が一定の要件を満たした場合、パターン 1 と同様の債務保証及び金利助成を受けることが可能。

② 要件（次の a から c をすべて満たすことが必要）

- a. 上記パターン 1 の②に該当する団体・組合から推薦を受けていること
- b. 新設組合の構成員の 3 分の 2 以上が、上記パターン 2 の②に該当する建設企業であること
- c. 災害対応等の地域貢献度の高い事業を行っていること又は行う予定であること

以 上